

新BSPが2019年2月から導入

IATA公認代理店と航空会社の間で国際航空券の発券に関わる決済を行う仕組み、BSP。この最も広範で大掛かりな変更が、2019年2月から日本地区で導入される予定です。

今回はこの概要について、簡単に紹介しましょう。

BSP (IATA Billing and Settlement Plan) は1971年に日本で導入されて以来、全世界で展開されており、2017年現在370の航空会社が参加し、23兆6000億円の決済がBSPを通じて行われています。

いままで、BSP制度については種々の制度変更がなされています。今回ご紹介する2019年2月の改変は世界のほかの地域ではすでに実施されており、日本は最終導入地区にあたるものです。新方式はNew Gen ISS (New Generation IATA Settlement System)と呼ばれ、「旅行会社には幅広い選択肢と柔軟性、航空会社には財務面での安全性をもたらす」とIATAは主張しています。

新方式の4つの柱

新方式は次の4つの柱からなっています。

- ① IATA代理店公認方式の多彩化
- ② 財務審査とリスク履歴に準じたCash発券管理

- ③ 新しい支払い手段「IATA Easy Pay (IEP)」
- ④ 新しい債務保証制度としての保険 (GDI)



(出典：IATA)

代理店公認方式の多彩化

現行の公認方式 (gostandard) に加え、現金取引のない代理店公認方式 (golite)、複数国にわたる一括公認方式 (goglobal) が新たに採用され、各社それぞれの販売形態に合わせ公認方式を採用することができます。goliteでは現行の財務審査は不要になり、債務保証も小額ならびに定額となります。

一方、goglobalは現行年一回の財務審査が4回となり、統括本社が全社の債務保証を負うこととなります。

財務審査と履歴に準じたCASH発券管理 (RHC)

現金による発券許容限度の管理厳格化を図ることを目的としています。代理店ごとの財務審査とリスク履歴が勘案されることで、代理店がABCにランク付けされ、それに伴ってBSPピリオド期間通算での現金発券限度額が設定されます。

日々モニタリングされる限度額 (Remittance Holding Capacity) の計算方式は、過去12カ月の精算ピリオドの中で最も発券額の多い3回分を抽出して平均された1日の金額の15日分の2倍までとすると定められています。

ちなみに、ランクCの代理店は銀行保証額までが限度額となります。

新しい支払い手段

IATA Easy Pay (IEP)

RHCを超えた場合、現金のよる発券ができなくなり、クレジットカードまたはIEPの発券のみが認められます。IEPはオプションで代理店が専用口座を開設し、デビットカード機能同様、支払い額が即引き落とされます。

新しい債務保証制度としての保険 (GDI)

2018年4月から日本でもすでに導入されているIATAの新たな債務保証制度で、従来の銀行保証かGDIにするかを選択できるようになりました。加入ならびにそれに伴う手数料は日本でGDIを仲介しているMarsh社の審査を受け決定されます。

以上、簡単に新方式の概要をご説明しましたが、今後IATAから旅行会社に対し説明会が実施される予定です。